

平成24年度全国市長会関東支部総会への
提出議案について

東京都市区長会

目 次

1 都市行財政の充実強化について

- (1) 分権改革の推進について 1
- (2) 地方交付税について 1
- (3) 地方議員年金制度について 2
- (4) 地方税法の改正について 2
- (5) 経済・生活対策の推進について 2
- (6) 住民基本台帳法等の改正に伴う経費負担等について 3

2 福祉行政と地域保健医療対策の充実強化について

- (1) 後期高齢者医療制度について 4
- (2) 国民健康保険制度について 4
- (3) 介護保険制度について 5
- (4) 子育て支援策の充実について 5
- (5) 介護基盤整備について 6
- (6) 障害者福祉施策について 6
- (7) 生活保護について 6
- (8) 周産期医療体制等の充実強化について 7
- (9) 予防接種について 7

3 都市基盤の整備促進等について

- (1) 道路・街路の整備促進について 8
- (2) 交通・輸送対策について 8
- (3) 災害対策について 8
- (4) 緑化対策の推進について 9
- (5) 都市農地の保全について 10
- (6) 下水道用地について 10

4 生活環境の整備促進について

- (1) 廃棄物処理対策の強化について 11
- (2) 地球温暖化防止対策の推進について 11

5 教育文化行政の充実強化について

- (1) 学校教育の充実について 12
- (2) 公立学校施設の整備について 12

1 都市行財政の充実強化について

都市行財政の充実及び安定的確保を図るため、国は次の事項について、積極的な措置を講じるよう要望する。

(1) 分権改革の推進について

- ① 分権型社会の構築にあたっては、基礎自治体の意見を踏まえ、地方が、地域の総合的な行政主体として、その役割を果たせる自由度の高い法制度を早急に整備し、改革を早期に完成させること。
- ② 権限移譲等に伴う税源の移譲にあたっては、地方消費税等を税源とする地方税中心の税体系への抜本的な再構築を図り、地域の実情に見合った実質的な税源移譲を行うこと。その際は、地方交付税不交付団体が抱える財政需要に留意すること。
- ③ 地方財政に大きな影響を与える税制改正を行う際には、地方税源の確保をすること。また、国の責任において実施されるべき事業の財源を地方に求めないこと。
- ④ 「一括交付金化」の制度設計にあたっては、これまでの補助金総額が従前を下回ることなく、事業の執行に支障が生じないように、必要な財源確保の方策や配分方法に留意した具体的な交付基準の考え方等を明確にし、全ての基礎自治体における税財政の基盤強化につながるものとする。
- ⑤ 国庫補助負担金については、早期に国と地方の役割分担を明確にし、国の責任において措置すべきものを地方に負担転嫁しないこと。また、地方に超過負担が乗じないようにすること。
- ⑥ 地方に関わる国の施策の変更等に際しては、あらかじめ地方と協議し、準備期間を十分確保するとともに、必要となるシステム改修経費を措置すること。

(2) 地方交付税について

- ① 地方交付税の不足額を臨時財政対策債に頼る現行制度を早期に見直すこと。

② 過去の国の政策による臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、地方交付税不交付団体になった場合でも特別交付税等により、全額補填するよう制度改正を行うこと。

③ 過去に高い金利で借りた財政融資資金・簡易保険資金については、繰上償還の対象となる団体は地方交付税交付団体に限定されている。

利子負担は自治体財政にとって負担となっていることから要件を緩和し、地方交付税不交付団体についても保証金なしの繰上償還制度の拡充を図ること。

(3) 地方議員年金制度について

地方議員年金制度の廃止に係る経費については、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、すべての市区町村に対し国費で補填すること。

(4) 地方税法の改正について

公的年金から住民税を特別徴収している者の転出に伴う徴収事務について、2重徴収等、事務の混乱が生じない速やかな徴収事務が出来るシステムや、地方税の規定の整備を行うこと。

(5) 経済・生活対策の推進について

現下の厳しい経済状況の中、わが国の産業、雇用、暮らしの支え役である中小企業を支援することは、重要かつ喫緊の課題である。

そのため、引き続き、中小企業等に対する適宜適切な金融支援を継続し、平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」に沿った具体化な取り組みを早急に進め、高付加価値製品への製造転換を図る起業への支援を講じること。

あわせて多くの基礎自治体で、独自に中小企業支援や生活対策等を実施している現状を鑑み、地方が自らの判断でその地域の実情に応じた経済対策等を積極的に行える環境を整えること。

また、採用意欲が高い中小企業が若手人材の採用に苦慮している一方で、若年層の雇用情勢は厳しいものとなっている。こうした需給のミスマッチが生じている現状を踏まえた雇用対策を実施すること。

(6) 住民基本台帳法等の改正に伴う経費負担等について

- ① 外国人住民新台帳制度改正に伴う各市区町村の住民基本台帳システム改修経費や移行準備作業（仮住民票の作成、実態調査の実施等）に係る経費はもとより、住基システムの改修に伴う他業務（国保、税、介護、就学など）システムの改修経費についても国が全額を負担すること。
- ② 新在留管理制度に係る情報通信機器設置及び運用経費（法定受託事務経費）については全額を国が負担すること。
また、通信機器の設置台数については、各市区町村の必要数を適切に措置すること。
- ③ 在留外国人に対する制度の周知については、国と市区町村が連携して対応し、国が経費負担及び技術的支援を行うこと。
- ④ 通称名の取扱い基準について、市区町村の窓口が混乱しないよう、国が統一的な運用を定めること。

2 福祉行政と地域保健医療対策の充実強化について

住民の誰もが、安心して暮らせる地域社会を構築するため、国は次の事項について、積極的な措置を講じるよう要望する。

(1) 後期高齢者医療制度について

- ① 後期高齢者医療制度に係る平成24年度の保険料率の改定においては、被保険者の保険料負担が増加しないよう、必要な財源を国において確保すること。
また、低所得者等に対する現行の保険料軽減措置を継続すること。
- ② 新たな高齢者医療制度については、国保財政の負担増と国民に混乱を招くことのないよう地方自治体の意見を尊重し、国の責任において財源の確保を図り、将来に向け安定的で持続可能なものとするよう現行制度廃止ありきの拙速な制度変更を避けること。
- ③ 新制度へ移行する場合には、地方公共団体で発生するシステム改修などに係る経費については、国が責任を持って地方交付税によらずに費用負担すること。

(2) 国民健康保険制度について

- ① 国民健康保険の被保険者には高齢者が多く、高齢化の急速な進展等による医療費の増加が続く一方、低所得者が多いために保険料負担能力が低いという構造的課題を抱え、保険者の一般会計からの繰り入れや、被保険者の保険料負担はもはや限界である。そのため、調整交付金の財政調整分を別枠で行う等、国による国保財政基盤強化策の拡充による、保険者の財政安定化、被保険者の保険料負担軽減を図ること。
また、国民健康保険制度の構造的課題に対して、国の責任において、医療保険制度の一本化等、全ての国民を対象とする制度として措置すること。
- ② 自分の意志によらず失業した者に対しては国民健康保険料（税）軽減措置が行われているが、これは、国の社会保障制度の一環として実施した施策であり、軽減措置に伴い発生する各自治体の減収額については、国の責任において全額措置すること。
- ③ 出産育児一時金は、平成22年度まで4万円を上積みする特例措置をとっていたが、平成24年度以降は全額自治体負担となる。

国の少子化対策の一環として実施した当初の経緯をふまえ、4万円の上積み分については平成22年度までの特例措置と同様の国庫負担割合を1/2に戻すこと。

- ④ 産科医療補償制度の掛金については、健康保険法における被保険者への給付額にならって多くの自治体が出産育児一時金に上乗せしているが、補償原資に巨額の余剰金を生じていることから、早急に掛金額の見直しを行うこと。

(3) 介護保険制度について

- ① 被保険者の保険料負担を軽減するため、国の法定負担分である介護給付費の25%を確実に交付し、各保険者間の所得格差に対する財政措置は、これまでの調整交付金とは別枠で対応すること。
- ② 介護サービスに従事する人材の確保・定着を図り、利用者及び被保険者の負担増としないため、介護職員処遇改善交付金については、引き続き実施すること。
- ③ 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策について、国の責任において、必要な財源措置を含め、総合的かつ統一的な対策を講じるよう抜本的な見直しを行うこと。

(4) 子育て支援策の充実について

- ① 子ども手当を継続する場合には、国の責任において全額国庫負担で実施するとともに、事務経費についても財源措置を講じること。また、24年度以降の制度改正に当たっては、地方と十分な協議・検討を行うとともに、準備期間を確保すること。
- ② 安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども医療費助成制度を創設するとともに、多様な保育サービスの提供を確保するための財政措置を講じること。
- ③ 子ども・子育て新システム検討会議における新システムの在り方の議論は、サービスの供給主体や役割分担についての明確な整理もなされておらず、また、財源の裏付けもないままに、一方的に市町村における特別会計の設置を検討するなど、地域主権の理念とは程遠いものとなっていることから、会議の場で地

方の意見に耳を傾け、真摯に協議・検討を重ねること。

④ 大規模学童クラブへの運営費補助廃止及び対応期限等を見直すこと。

大規模学童クラブの廃止を進める際は、その前提として新規学童クラブの整備に要する財政措置を拡充するなど、市区町村の現状を十分に精査した上で、実態に合う補助制度を整備すること。

(5) 介護基盤整備について

都市部においては、用地確保の困難さから特別養護老人ホームや地域密着型サービスの施設整備が進まない状況にある。そのため、23年度までの時限的な施設整備補助制度である「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を24年度以降も継続させ、さらに都市部の実情を踏まえた支援の拡充を図ること。

あわせて、小規模多機能型居宅介護については、施設の効率的利用と事業者経営安定化を図るため、登録定員の上限や宿泊サービス利用定員等について、地域の実情に応じて、柔軟に対応できるようにすること。

(6) 障害者福祉施策について

「障がい者総合福祉法（仮称）」に基づく新たな障害者福祉制度の構築に当たっては、障害者の生活実態やニーズなど、現場の意見を十分踏まえて制度設計を行い、概要を早急に示すとともに、必要となる財源を確実に確保すること。

なお、新制度移行までの間、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業については、市区町村の超過負担が生じないように、地域の実態に即した財政措置等を講じること。また、利用者負担額については、抜本的な見直しを行うこと。

さらに、事業者の報酬単価を見直し、就労移行支援及び就労継続支援の充実を図るために必要な措置を講じること。

(7) 生活保護について

① 時代に即した抜本的な改革に早急に取り組むこと。

② 生活保護制度は憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、負担割合を現行以上に引き上げることはもとより、本来全

額国庫負担とすべきであること。

(8) 周産期医療体制等の充実強化について

産科医や小児科医等の不足が顕著な周産期医療における、医師等の早急な確保や医療体制の整備等、国も充実強化に取り組んでいるが、さらに実効性のある総合的な対策を講じること。

特に、次のことについて、積極的に措置すること。

- ① 周産期医療や小児初期救急診療の充実を図るため、産科や小児科の医師の育成や確保に関する実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。

周産期医療体制の機能を強化するとともに、地域の実情に応じた NICU（新生児集中治療施設）の整備を進めること。

- ② 看護師や助産師等の医療従事者の地位向上を図るため、勤務条件の改善や再就業の支援など適切な措置を講じ、女性医師等が継続して勤務できる環境を整備すること。

(9) 予防接種について

- ① 予防接種については、国民への接種が自治体の財政基盤や個人の経済状況による格差を生じることのないよう、既存の予防接種も含めて国の責任において財源を地方交付税によらずに全額措置すること。

また、地方の事務負担、財政負担が生じる制度を定めるに当たっては、十分準備期間を取って、地方と合意を得ながら進めること。

- ② ポリオ予防接種において、生ワクチンによる健康被害が発生している現状をふまえ、安全性の高い不活化ワクチンに早急に切り替えること。

3 都市基盤の整備促進等について

都市における基幹的施設等の整備促進及び災害対策の充実を図るため、国は次の事項について、積極的な措置を講じるよう要望する。

(1) 道路・街路の整備促進について

都市部では、主要幹線道路網の未整備区間が散在しており、都市計画道路が十分に機能を果たせない状況にあることから、立ち遅れている道路整備の状況と地方自治体の意見を踏まえ、必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置を講じること。

(2) 交通・輸送対策について

① 連続立体交差事業は、踏切周辺地域の交通渋滞緩和に伴う地域交通の円滑化や、分断地域の都市再生など効果が大きいことから、実現に向けた財政措置の充実強化を図ること。

② 連続立体交差事業に合わせて行う、駅周辺における交通環境のバリアフリー化をはじめ、他の公共交通事業者等が行うバリアフリー化に対しても必要な財政措置等の支援を講じること。

③ 都市部の鉄道駅周辺の自転車等駐輪場は十分確保されているとはいえ、放置された自転車は、歩行者の通行を阻害し、都市景観を損なうなど様々な弊害をもたらしていることから、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務づけること。

また、道路管理者等へ有償で貸与している駐輪場設置のための鉄道用地について、無償貸与とするなどの適切な措置を講じること。

(3) 災害対策について

① 近年、気候変動等の影響で多発している大規模水害に対して、地方自治体が地域の実情に応じた対策が行えるよう、国において総合的な対策を講じるとともに、河川の氾濫等に対して、地下鉄や地下街等の地下空間の浸水対策、スーパー堤防の早期整備の推進等、被害を最小限にする具体的な対策を講じること。

- ② 土砂災害に対して、迅速、正確な情報提供を行い、地域住民が安全に避難できるよう、情報伝達システムの構築を早期に図ること。
- ③ 土砂災害特別警戒区域における対象住民を税制面で支援するため、固定資産評価基準の新たな補正制度を創設すること。
- ④ 土砂災害特別警戒区域における継続的な監視体制や避難警報装置及び避難所等の整備に対する財政措置を講じること。
- ⑤ 「被災者台帳を用いた建物被害認定から生活再建支援まで総合的マネジメントを行うシステム」は、仮設住宅申込や生活再建支援金等の支援制度を受けるための「被災証明」発行や迅速な復旧・復興対策に有効であることから、このシステムを市町村が導入できるよう財政面を含めた支援を講じること。
- ⑥ 先般、発生した東北地方太平洋沖地震は、被災地はもとより被災地以外の場所においても甚大な被害を与え、これまでの想定を超えた大規模な災害となった。

特に、電車が長時間運休したこと等による帰宅困難者の大量発生や周知の不十分な計画停電の実施、自家発電装置や車両、暖房器具用の燃料不足等による市民生活の混乱は、社会活動に甚大な影響を及ぼし、今もなお、その影響は続いている。

このような大規模広域複合災害に対し、国は、地方自治体と協力して、安全施策の検証をはじめ、今回の震災で浮き彫りとなった首都圏特有の被害状況を分析したうえで、これに対応した総合的な災害対策を講じること。

(4) 緑化対策の推進について

都市の緑は、潤いある良好な生活環境を確保するために欠かすことのできない資源である。しかし、市街地では公的空間における緑の確保に限界があり、民有地等の緑を保全することが重要となっていることから、特に次のことについて、積極的に措置を講じること。

- ① 保存樹林地等に対する相続税の納税猶予措置など土地所有者の負担軽減制度の見直しを行うこと。
- ② 物納緑地の自治体への優先的払い下げ及び買収経費の分納制度・物納緑地の無償貸付制度等を創設すること。

- ③ 保存樹林地等の買取りに対する財政措置を講じること。
- ④ 保存樹林地等の維持管理経費の税控除対象化や土地評価額の控除割合の見直しを行うこと。
- ⑤ 都市公園用の用地費・整備費への財政措置の拡充を図ること。

(5) 都市農地の保全について

安全で新鮮な農産物の生産に加え、環境保全、防災、食育への寄与など多面的で重要な役割を有する都市農地が年々、減少しており、その保全が強く求められている。そこで都市農地で継続して農業ができるよう都市農業振興施策を充実させるとともに、都市計画法等、関連する法令を見直し、都市農地が保全されるよう、特に次のことについて、積極的に措置を講じること。

- ① 都市農地（市街化区域内農地）において、農地所有者が農地を農業者や自治体に貸与しても相続税等の納税猶予が継続できるような制度を構築すること。
- ② 国などが大規模な公共事業において都市農地を買収する際には、相続により物納された農地を代替農地にする等、農業者の意向に沿った代替農地を適切に確保するなどの仕組みを地元自治体・関係機関と連携して構築すること。

(6) 下水道用地について

- ① 事業計画の見直し等により、当面使用予定のない下水道用地について、用地の利活用を図るため、国庫補助金等の交付を受けて取得した用地と市単独費にて取得した用地とを交換することが可能な制度を設けること。
- ② 包括承認の要件に該当しない国庫補助金の交付を受けて取得した下水道用地が不要となった場合、国費を返還することなく用途変更等が可能となるよう包括承認の要件をさらに拡充すること。

4 生活環境の整備促進について

安全で快適な生活環境の整備促進を図るため、国は次の事項について、積極的な措置を講じるよう要望する。

(1) 廃棄物処理対策の強化について

- ① 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、事業者と自治体との適切な役割分担、費用負担の制度化を更に推進していくこと。特に、容器包装リサイクル法については、自治体の責務とされている収集・運搬・保管に係る経費負担が軽減されるよう見直しを行うこと。

また、リサイクルの対象となる容器包装の範囲を消費者に分かりやすくするとともに、再商品化手法を自治体を選択できる仕組みとすること。

- ② 循環型社会を推進するために、リサイクルの対象となる容器包装の範囲を消費者にわかりやすくするとともに、飲料用容器等のデポジット制の更なる普及を図ること。

(2) 地球温暖化防止対策の推進について

地球温暖化対策を推進するには、温室効果ガスの排出量削減に向けた国の総合的な対策とともに、地方自治体の取り組みをこれまで以上に強化していく必要がある。このため、国としての今後の目標とその実現のための具体的方策を明らかにし、地方自治体に取り組むべき役割に応じた実効性のある支援策を講じること。

特に、事業者や一般家庭における二酸化炭素の発生抑制を促進するため、省エネルギー対策に取り組む事業者・個人等に対して支援措置の拡充を図ること。

5 教育文化行政の充実強化について

教育文化行政の充実強化を図るため、国は次の事項について、積極的な措置を講じるよう要望する。

(1) 学校教育の充実について

地域の実情に応じたきめ細やかな教育が推進できるよう、公立小中学校教職員の人事、学級編制・教職員定数に関する権限については、財源と併せて市区に移譲し、市区が責任を持って、地域の学校教育を推進できるよう、必要な措置を講じること。

また、少人数学級等の推進に伴う教職員配置の充実及び、特別支援教育における専任教員の適正配置を図るとともに、必要な施設等の整備も含めて、十分な財政措置を講じること。

(2) 公立学校施設の整備について

公立学校施設整備については、耐震化を含め、新增築・改築事業を計画的に推進できるよう、補助単価等を地域の実態に即して見直すなど、財政措置の拡充を図ること。

また、国有学校用地については、無償譲渡又は無償貸付とし改築承諾料の徴収を廃止すること。